

中・高一貫の視点に立った 国際政治学習のカリキュラム開発に関する研究 (1)

—単元「地域紛争」を事例として—

樋口 雅夫 小原 友行 池野 範男 棚橋 健治
下前 弘司

1. はじめに

中・高等学校における社会系授業の中でも、国際政治分野は子どもの直接経験から乖離し、興味関心を引きにくい分野である。そのため、具体的事例を通じて国際社会の構造にまで子どもの思考を導き、市民的資質を育成し社会参加していく態度を養うところまで到達することが難しかったといえる。結果的に、個別的知識の量的拡大ということ以外には、中・高等学校における授業の質の違いが峻別されないままになっていたのではないだろうか。

本研究では、国際政治分野の学習が、いかなるカリキュラム、教科・科目の目標、単元ごとの授業展開、評価の中に位置づけられていくのか、トータルに明らかにしていくことを目的とする。

このような観点に基づき、本論は、社会構成主義的思考方を具体化したものとして、近年注目されている「人間の安全保障」概念を用い、中学校社会科公民的分野の単元「地域紛争」を事例とした授業開発およびその評価問題の作成・分析を目指すものである¹⁾。

現在、国際社会はますます混迷の度を増している。地球環境問題、民族紛争の処理など、国家を超えて国際社会全体で解決を図らなければならない問題があまりにも多い。その解決を図る過程で、国家主権が絶対であり内政干渉を許さないとする考え方と、国家主権以上に重視されるべき価値があるとする考え方のせめぎ合いが続いている。このような対立を調整する機関として国際連合をはじめとする国際機構が存在しているのだが、近年その活動の限界もささやかれ始めてきた。それは、種々の国際機構自体が主権国家単位で構成されていることに原因がある。

現代社会にあっては、NGOや個人といった国家以外のファクターが国際社会の諸課題の解決に寄与する

割合が大きい。NGOや個人は、国際交渉過程において主権国家の補完的役割から協働作業のパートナーとしての地位に昇ろうとしているのである。

2. 「人間の安全保障」概念の登場と展開

国際社会は変化し続けている。その変化の一つが「ヒト」の移動である。従来のマクロ理論体系では、主権国家同士の関係性に重きが置かれ捨象されがちであった「ヒト」の移動が、もはや無視し得ない状況にまでなっているのが現在の国際社会である。国境を越えて移動する労働者・難民、多国籍企業、非政府組織(NGO)の活動等がそれに当たるが、すでに国際関係は「ヒト」の要素が相当大きくなってきている。もはや、国際社会の諸課題を解決することは主権国家の活動だけでは不可能で、「ヒト」との協働作業が必要である、といえるところまで「ヒト」の影響力は増大しているといえよう。中でも対人地雷全面禁止条約の交渉・締結過程は、NGOのネットワークである、地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)の関わりなしには考察することができない。気候変動枠組条約および京都議定書の締結に関わった気候行動ネットワーク(CAN)や、国際刑事裁判所設立に関わった国際刑事裁判所を求めるNGO連合(CICC)の活動も同様である。

これらNGOの存在そのものおよび諸活動は、従来の国際関係論では捨象されがちであったものであるが、国際社会環境の変化により主権国家同士では解決不能の問題が多く現れるようになり、NGOの存在意義がクローズアップされてきたのである。そして、これらNGOを構成する「人間」に視点を当てた概念が「人間の安全保障」なのである²⁾。

「人間の安全保障」を具体化させるための取り組み

は、各国が拠出した「人間の安全保障基金」を用いてNGO団体などが積極的に行っており、国家以外のアクターによる活動を国家が資金面で協力するという形態がとられている。

すなわち、「人間の安全保障」概念は国際社会における地域紛争の解決に一定の目途を与えるものであり、また、同概念は今後の国際社会の行方を予測することのできる一般性を有したものであるといえよう。

3. 単元「地域紛争」の学習内容

1997年12月3日、対人地雷全面禁止条約がカナダの首都オタワで122カ国によって署名され、1999年3月1日に発効した。この条約は、米口中といった超大国を含まない国々と地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を中心とするNGOネットワークの協働作業によって実現した。対人地雷全面禁止という現象面のみならず、今後の国際交渉のあり方に多大な影響を与えたという意味でも、重要な条約である。

単元「地域紛争」は、対人地雷全面禁止条約の交渉・締結過程を探求することで、国家とNGOの関係性を認識させることを目的として、中学校社会科公民的分野を対象に開発した。そして、その第3次第2時間目を2007年9月28日に広島大学附属福山中・高等学校第37回教育研究会で研究授業を行った³⁾。対象とした生徒は当校中学3年生である。

(1) 単元 国際社会の諸課題－地域紛争問題－

(2) 教材観

中学校社会科公民的分野では、学習指導要領によって、「世界平和と人類の福祉の増大」を学習するよう規定されている。この項目の中の一単元として本単元は位置づけられる。本単元は、ややもすれば国際連合などの国際機関の制度学習、地球環境問題・地域紛争問題などの一見解決困難な諸問題の羅列的・並列的学習に陥りがちな分野である。

またこれらの諸問題は、新聞・テレビなどのマスメディアによって報道されることが多い国際社会の重要課題である一方で、生徒自身の生活と直接結びついていないため、切実性に欠ける課題でもある。

そうであるからこそ、地域紛争問題を生徒に提示し、その要因を様々な資料から読み取り、解釈し、理論あるいは概念を用いて説明する力をつけさせることは有用であると考えられる。

(3) 単元計画 [全5時間]

a) 地域紛争の現状 (1時間)

b) 対人地雷全面禁止問題 (1時間)

c) 国家の安全保障から人間の安全保障へ (2時間)

d) 地域紛争の解決に向けて (1時間)

(4) 単元の構成

導入 ○多発するテロ、地域紛争、その結果国境を超えて押し寄せる難民の帰還問題などは、それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結束し、対話を行っていく中で解決が図られる、という理論で十分に説明することができるだろうか

展開1 ・対人地雷とはどのようなものか

◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか

展開2 ○冷戦期からの勢力均衡論などに基づく現実主義、制度主義を克服し、客観的共通利益(人類益)を追求するために、主権国家はどのような取り組みを行ったか

○主権国家のみで行われる対人地雷禁止・制限交渉の限界はどこにあったか

展開3 ○地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を構成するNGOはなぜ、対人地雷全面禁止を目指して運動を起こしたのだろうか

○ICBLは、対人地雷全面禁止条約締結交渉にどのように関わったか

○ICBLの交渉方法は、主権国家にどのような影響を与えたか

◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか

終結 ○対人地雷問題をはじめとする、現在国際社会で問題となっている事例を解決するためには、国際社会をどのようなものと捉え、説明することが適当だろうか

・国家と個人、NGOを関係させることで、国際社会のあらゆる問題は解決するだろうか

4. 単元「地域紛争」に関する知識の構造

評価問題を作成するにあたり、まずはじめに、評価内容すなわち本単元の学習によって期待される成果を確定しなければならない。

そのために、本単元の学習によって、子どもに形成される地域紛争、特に対人地雷全面禁止条約締結過程

- c1. 現在国際社会では、地球環境問題、地域紛争の多発、テロの問題、食糧問題などの問題が山積している
- c2. 国際連合およびその専門機関、多くの地域的国際機構が問題解決に関与している
- c3. 国際機構が創設され、存続していくためには①政治的利益、②経済的利益の伸長、③客観的共通利益(人類益)の追求、といった三つの要因が考えられる
- c4. それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結し、対話を行っていく中で問題解決が図られる、というものが最も一般性の高い説明である
- c5. 一応説明することは可能だが、これらの問題は主権国家どうしの対話だけで解決するのは困難で、何か別のファクターを用意する必要があるのではないか

国際社会における現在の諸課題

b1. 現在国際社会が抱えている諸課題は、それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結し、対話を行っていく中で解決が図られるはずだが、すべての課題においてこの方法が適用できるとは限らない

現状認識

- c6. 対人地雷はその種類に関係なく、手や足や視力を失うという後遺症を残すことを目的とした武器である
- c7. 設計上は人を殺すことを目的としていないが、手当の遅れによって結果的に多くの人が亡くなっている
- c8. 単に即死させることが目的ではなく、後遺症を残すことで戦闘意欲を失わせることが主目的である
- c9. 世界 70 カ国以上に 1 億個以上敷設されているといわれ、赤十字国際委員会(ICRC)の推計によると毎年 24000 人が犠牲になっている
- c10. 対人地雷は安価なものだと 1 個 3 ドルで入手でき、「貧者の兵器」とも呼ばれているほど需要が多い
- c11. 多くの場合、敷設されたままであり、一般市民が終戦後も犠牲になり続けている
- c12. どこに地雷が敷設されているか予測できず、土地の開拓が思うにまかせない
- c13. その結果、対人地雷が敷設された国家・地域の経済発展に悪影響が出ている

対人地雷問題

b2. 対人地雷は安価で入手でき、終戦後も多くが敷設されたままになっている非人道的な兵器であり、敷設された国家・地域の経済発展に悪影響を及ぼしている

- c14. すでに敷設されている対人地雷を 1 個 1 個除去することと、これ以上新たな対人地雷を製造しないことでしか根本的解決はあり得ない
- c15. 1997 年 12 月に 122 カ国が署名して、カナダの首都オタワで対人地雷全面禁止条約が締結された
- c16. 1999 年 3 月 1 日に発効し、批准した国については法的拘束力を有している
- c17. アンゴラ、モザンビーク、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、カンボジア、アフガニスタンなど、多く対人地雷が敷設されている国に対しては、治安状況を確認しつつ、地雷除去の活動が進んでいる
- c18. アメリカ、ロシアは条約締結交渉には参加したが調印はせず、また、中国も不参加である
- c19. 常任理事国が拒否権を発動できる安全保障理事会以外の場で、条約締結交渉が行われたからではないか
- c20. アメリカ、ロシア、中国以外の国のうちで、強力なリーダーシップを発揮し、条約締結交渉を牽引した国があるのではないか
- c21. 国家間交渉だけでは利害の対立から交渉がまとまるとは思えず、国家代表以外の専門的知識を持った非政府組織(NGO)が関与したからではないか

現在の対人地雷全面禁止条約締結・発効状況

b3. 対人地雷全面禁止条約はアメリカ・ロシアなどが不参加のまま締結・発効したが、これには国家代表以外の専門的知識を持った非政府組織(NGO)が関与したのではないかと考えられる

現状認識

a1. 現在、対人地雷の非人道性が問題となりアメリカ・ロシアなどの大国が賛成しないままに対人地雷全面禁止条約が締結・発効されている

- c22. 国際連合の安全保障理事会、軍縮会議などの場で軍縮という共通目標については一致し、その進展を目指して討議がなされていた
- c23. 国連の場で、各主権国家は、対人地雷は非人道的であるという点については意見が一致し、将来の全面禁止へ向けて、まずは製造の制限、保持の制限、使用の制限といったプロセスを経て全面禁止に至ろうとの共通認識ができた
- c24. 1949年に発効したジュネーブ4条約からなる国際人道法をもとに、1978年にジュネーブ条約第1追加議定書が発効していた
- c25. 第35条に「いかなる武力紛争においても、余分の苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」と規定されたが、紛争・内戦における対人地雷の使用はできると解釈することができた
- c26. 1980年に過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用又は制限に関する条約(特定通常兵器使用禁止・制限条約、CCW)が締結され、ますます対人地雷の使用は難しいと解釈できる法的根拠ができた
- c27. 同年、ジュネーブ条約第2追加議定書(地雷、ブービー・トラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書)が締結され、条約名に「地雷」の文字が入り、さらに対人地雷禁止の法的根拠が明確になった
- c28. ジュネーブ条約第2追加議定書は、①国際的な戦争が対象で、地雷が最も深刻な国内紛争には適用されない、②プラスチック製地雷など探知困難な地雷を禁止していない、③地雷の譲渡や移転に関する管理条項がない、④条約の履行および監視手段がない、などの法的不備があったため、各国は自国の政治的・経済的利益を優先し、人類益としての地雷禁止・制限には至らなかった
- c29. 1993年、第48回国連総会にてCCW再検討会議開催決議を採択し、地雷の禁止・制限について話し合う場を再び持とうとした
- c30. 2年間、都合4回にわたる準備委員会と1回の再検討会議専門家会議を開催し、各国の政治的・経済的利益の調整を図り、ようやく1996年にCCW再検討会議が開催された
- c31. 対人地雷については各国の主張が合意に至らず、「人の接近・接触によって爆発するが、それが第一義的目的ではない」地雷については、禁止されず、結果的に対人地雷は今まで通り製造・使用できる、骨抜きとなった改正議定書が全会一致で採択された
- c32. 各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、対人地雷禁止は客観的共通利益(人類益)の追求に至るための手段の一つにすぎず、絶対に禁止しなければならない、とまでの意思はなかった
- c33. 米国ベトナム退役軍人財団、メデイコ・インターナショナル、ハンディキャップ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、マインズ・アドバイザリー・グループ、フィジシャンズ・フォー・ヒューマン・ライツなどのNGOが地雷廃絶

主権国家の取り組み
 b4. 各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、対人地雷禁止は客観的共通利益(人類益)の追求に至るための手段の一つにすぎず、絶対に禁止しなければならない、とまでの意思はなかったため、現実主義の理論に流され、対人地雷禁止については骨抜きの条約が締結されたにすぎなかった

現実主義の転換
 a2. 各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、現実主義の理論に流され、対人地雷禁止については骨抜きの条約しか締結できなかった状況をICBLは対人地雷の非人道性だけに焦点化し、妥協

現実主義の転換

反論の余地をなくしていき実効性のある対人地雷全面禁止条約を締結・発効させることに成功した

NGOの取り組み

b5. ICBLは、軍縮問題をトータルに捉え、対人地雷問題はその中の一つの問題にすぎないとの包括的視点を持ちがちな主権国家に、対人地雷問題だけを焦点化させ、妥協、反論の余地をなくしていき全面禁止以外解決策はないと思わせることに成功し実効性のある対人地雷全面禁止条約を締結・発効させることに成功した

- のための運動を行っていた
- c34. アンゴラ、モザンビークなどで対人地雷の被害に苦しむ人々の姿を見て、純粋に人道的観点から対人地雷を全面禁止しないとこれらの地域に平和な生活は戻らないと感じたことが、運動の発端である
 - c35. 1992年に地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を発足させ、ゆるやかなネットワークを組織した
 - c36. VVAFの一員であったジョディ・ウィリアムズがコーディネーターに任命され、活動を推進した
 - c37. ICBLは、①徹底した人道主義、②各国のシビルソサエティ(市民社会)との連携、③メディアの活用、④専門家の動員、⑤国際機関との連携、⑥カナダ、オーストリアなど、中核国と呼ばれる複数の対人地雷全面禁止推進派諸国との協働、といった特徴をもったNGOネットワークである
 - c38. CCW改正議定書が骨抜きの内容で採択された後、対人地雷全面禁止推進派諸国数カ国に接近し、対人地雷全面禁止問題を風化させないように努力した
 - c39. 粘り強い働きかけが実り、1996年、カナダ政府が対人地雷全面禁止条約締結交渉(オタワ・プロセス)を始動させることを宣言した
 - c40. 1997年、対人地雷全面禁止条約の条約文に関する検討会議、対人地雷全面禁止条約の技術的問題を話し合う会議、対人地雷全面禁止条約に向けた政治的結束を図る国際会議の開催を矢継ぎ早にカナダ政府に働きかけ、実現させた
 - c41. 対人地雷の非人道的側面に焦点化し、条約の目的が対人地雷の全面禁止にあることだけを主張した
 - c42. 軍縮問題をトータルに捉え、対人地雷問題はその中の一つの問題にすぎないとの包括的視点を持ちがちな主権国家に、対人地雷問題だけを焦点化させ、妥協、反論の余地をなくしていき、全面禁止以外解決策はないと思わせることに成功した
 - c43. これらの会議にICBL、赤十字国際キャンペーン(ICRC)、アラブ連盟などのNGO団体、NGOネットワークも参加し、対人地雷全面禁止のための建設的意見を表明した
 - c44. 当初消極的賛成だったイギリス、フランスという国連安全保障理事会常任理事国が国際・国内世論の高まりに押され全面賛成に態度を変化させ、一気に条約締結の機運が高まった
 - c45. 対人地雷問題を人道的問題としたICBLの戦略が功を奏し、アメリカ、ロシアも総論部分では賛成せざるを得なくなり、条約締結交渉に参加するようになった
 - c46. アメリカ、ロシアの政治的利益を侵害するものである、との政府意見もあったが、国際世論の趨勢は対人地雷の即時全面禁止であったため、条約締結を黙認せざるを得なくなった
 - c47. 1997年、オタワで調印式が行われ、160カ国が参加し、122カ国の署名・調印を持って締結された
 - c48. 1999年、批准国数が発効条件を満し、3月1日に発効した
 - c49. 国連安全保障理事会の軍縮会議という場を経なくても、中核国とNGOの協働作業によって対人地雷全面禁止が実現することになり、中核国やNGO、さらに国家の安全保障政策により苦しんでいた多くの人々に、

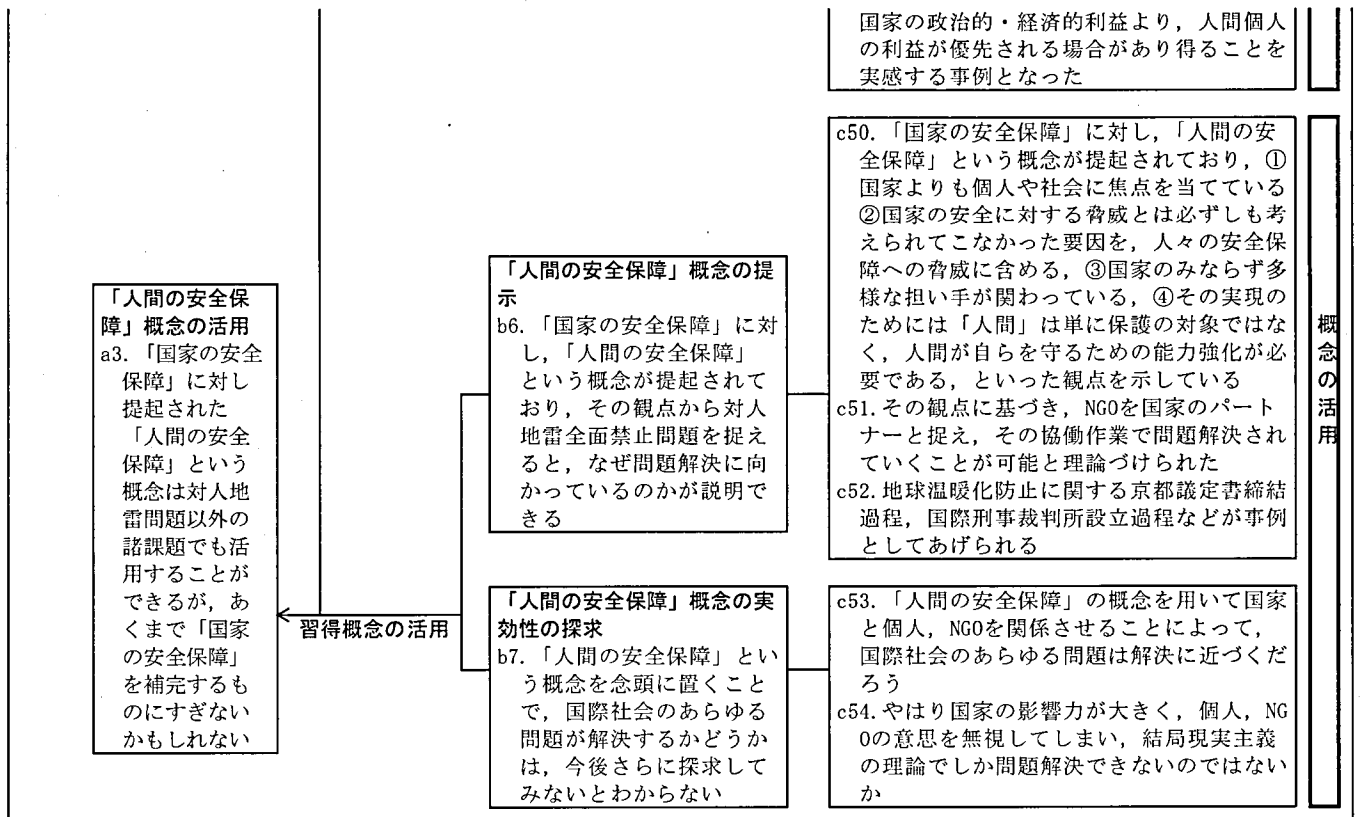


図1 単元「地域紛争」に関する知識の構造（筆者作成）

についての認識を、開発した単元計画および学習指導案をもとに抽出し、構造化した。それが図1である。

本単元で形成される対人地雷全面禁止条約締結過程に関する知識は、大きく3つの知識群にわかれる。

第1群の知識は、「現在、対人地雷の非人道性が問題となり、アメリカ、ロシアなどの大国が賛成しないままに対人地雷全面禁止条約が締結・発効されている。」という知識a1に統括されるものである。これはさらに3つの知識（知識b1を頂点とするc1～c5までの知識群と知識b2を頂点とするc6～c13までの知識群および知識b3を頂点とするc14～c21までの知識群）からなる。

第2群の知識は、「各主権国家にとって、客観的共通利益（人類益）の追求という目的では一致していたが、現実主義の理論に流され、対人地雷については骨抜き条約しか締結できなかった状況をICBLは、対人地雷の非人道性だけに焦点化し、妥協、反論の余地をなくしていき実効性のある対人地雷全面禁止条約を締結・発効させることに成功した。」という知識a2である。これは2つの知識（知識b4を頂点とするc22～c32までの知識群と知識b5を頂点とするc33～c49までの知識群）と先述の知識a1を統括したものからなる。

第3群の知識は、「「国家の安全保障」に対し、提起された「人間の安全保障」という概念は対人地雷問題

以外の諸課題でも活用することができるが、あくまで「国家の安全保障」を補完するものにすぎないかもしれない」という知識a3である。これは2つの知識（知識b6を頂点とするc50～c52までの知識群と知識b7を頂点とするc53～c54までの知識群）と先述の知識a2を統括したものからなる。これらの知識は、図の左に行くほど一般性の高い上位の知識となり、右へ行くほど、下位の知識となり、個別的・記述的なものとなる。

ここで注意したいのは、知識a2が、その本来統括する知識b4、b5のみならず、同レベルの知識a1をも含んでいる点である。これは、現状認識のうえから一般化していた知識a1が、知識c22～c32、c33～c49を加えて現実主義を転換しえた実例としての知識a2に転換されたことを意味する。知識a3は、知識a2として提示された現象にc50～c52、c53～c54を加え、帰納的に「人間の安全保障」概念を習得できる構造となっている。

単元「地域紛争」に関する評価問題においては、授業を受けた子どもの頭の中に、図1で示されるような知識の構造図が形成されているはずである。したがって、学習評価は学習成果としてのこの知識の構造図が、本当に形成されているかどうか、この図に示された知識を保持できているかどうか、それらの知識の構造を認識し、同一の知識群の中に位置づけて概括したり個

別化・具体化したりできるか、a 1からa 2、a 2からa 3への現実状況の転換・帰納的に概念化したものとしての「人間の安全保障」が説明できるか、さらに習得した「人間の安全保障」概念を活用して、対人地雷問題とは違う現象を説明できるかといったことを判定することになる。

5. 単元「地域紛争」の評価問題の作成および分析

評価問題は、まず第一に、知識a、知識b、知識cを理解できているかどうか、また、その知識を構成する個別的・記述的知識の習得がなされているかどうかを問うものになる。

次に、知識cから知識bへ、また知識bから知識aへの転換・概念化がなぜなされることになったのか、また、その転換・概念化の要素となった具体的事例は何だったのかということ等を問う問題が必要となる⁴⁾。以下に本単元の授業を受けた生徒に実施した問題例および解答例を提示する⁵⁾。

(1) 「国際社会の諸課題—地域紛争問題—」評価問題

- 設問1 対人地雷とはどのような武器か。その威力・目的・製造費用などにつき具体的に説明しなさい。
- 設問2 対人地雷全面禁止条約は、誰が中心となり制定させたか。中心となったNGO、国家を一つずつ答えなさい。
- 設問3 国連安保理常任理事国のうち、対人地雷全面禁止条約に調印していない国を三つあげなさい。
- 設問4 以下の資料は、一見すると地雷禁止を規定しているように解釈できるが、現実には地雷は1979年以降も製造し続けられた。それはなぜか。製造が可能であった理由を条文から読み取り、説明しなさい。

〈資料〉ジュネーブ条約第1追加議定書（1978年発効）
「いかなる武力紛争においても、紛争当事国が戦争の方法又は手段を選択する権利は、無制限ではない。余分の危害又は不必要な苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」
（第35条1-2項）

設問5 以下の資料は、対人地雷などの兵器を使用禁止にするために作られた条約である。対人地雷の定義を読むと、到底対人地雷を製造・使用できそうにないが、現実には製造し続けられた。それはなぜか。製造が可能であった理由を条文から読み取り、説明しなさい。

〈資料〉特定通常兵器使用禁止・制限条約
（CCW; Convention on Conventional Weapons）
地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年改定）
第二条 定義 この議定書の適用上、
1 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の下方若しくは周辺に敷設され、人又は車両の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された弾薬類をいう。
2 （中略）
3 「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発することを第一義的な目的として設計された地雷であって、一人若しくは二人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。

- 設問6 対人地雷全面禁止条約は、主権国家のみでの話し合いでは成立し得なかった。その理由を、「主権国家の国益」という観点から説明しなさい。
- 設問7 対人地雷全面禁止条約は、NGOが主導することによって成立に向かった。その理由を、「当該NGOの目的」という観点から説明しなさい。
- 設問8 「人間の安全保障」とは、どのような概念か。具体的に説明しなさい。
- 設問9 「人間の安全保障」概念を活用し、以下の問いに答えなさい。
《問い》あなたは、どのような取組みをすれば、難民が自分の国に帰還できると思いますか。説明しなさい。その際、資料ア～ウのうち、あなたの考えを根拠づける資料を二つ選び、その資料を用いる理由も記述しなさい。

〈資料ア〉難民の地位に関する条約
【第33条】[追放及び送還の禁止] 締約国は、難民をいかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。

〈資料イ〉主な難民発生国・地域
(2005年現在) (UNHCRの資料による)

難民発生国	万人	難民発生国	万人
アフガニスタン	208	コンゴ民主共和国	46
スーダン	73	ソマリア	39
ブルンジ	49	パレスチナ	35

〈資料ウ〉 難民問題に対する国連の取り組み
(2007年現在) (国際連合広報センター資料による)

名称	活動期間	活動規模
国連アフガニスタン支援ミッション	2002～	1098名 (国際文民要員206名; 現地文民要員848名; 軍事監視員13名; 文民警察官3名; 国連ボランティア28名)
国連ブルンジ統合事務所	2007～	641名 (国際文民要員242名; 現地文民要員308名; 軍事監視員0名; 警察官11名; 国連ボランティア80名)
国連ソマリア政治事務所	1995～	26名 (国際文民要員17名; 現地文民要員9名; 軍事監視員0名; 警察官0名; 国連ボランティア0名)

れが第一義的目的ではない」地雷については、禁止されず、結果的に対人地雷は今まで通り製造・使用できる、骨抜きとなった改正議定書が全会一致で採択された」を説明できればよい

設問4および設問5は、知識レベルでいえばcであるが、授業で行った条約文の解釈方法が身につけていれば、初見であってもある程度解釈により解答することが可能であると考えられる作問を行った。

c) 知識の構造を問う評価問題

〈解答3〉

設問6 知識b4「各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、対人地雷禁止は客観的共通利益(人類益)の追求に至るための手段の一つにすぎず絶対に禁止しなければならない、とまでの意思はなかったため、現実主義の理論に流され対人地雷禁止については骨抜きの条約が締結されたにすぎなくなった」を、「主権国家の国益」という語を交えて説明できればよい

設問7 知識b5「ICBLは、軍縮問題をトータルに捉え、対人地雷問題はその中の一つの問題にすぎないとの包括的視点を持ちがちな主権国家に、対人地雷問題だけを焦点化させ、妥協、反論の余地をなくしていき全面禁止以外解決策はないと思わせることに成功し、実効性のある対人地雷全面禁止条約を締結・発効させることに成功した」を説明できればよい

設問6および設問7は、知識レベルでいえばbである。授業において、知識c22～c32(設問6)、知識c33～49(設問7)を統括する知識b4およびb5を構築することができるか、そしてそれを適切に説明することができるかを問う設問となっている。

d) 概念の習得状況を問う評価問題

〈解答4〉

設問8 知識b6および知識b7、さらに知識a2を説明しさらに知識a3「[国家の安全保障]に対し、提起された[人間の安全保障]という概念は対人地雷問題以外の諸課題でも活用することができるが、あくまで[国家の安全保障]を補完するものにすぎないかもしれない」にまで論究することができればよい

設問8は、頂点に立つ知識a3を問う問題である。問題文において「人間の安全保障」概念が明示されているため、その視点を含む知識a3に沿った形で論述すればよいということが子どもたちにも判断されよう。具体的には知識b6、b7のうちから明示された論述視点に関連する知識を選択し、それらを文章化することによって解答が得られる。

このように、設問6～8においては、個別的・記述的知識と、それらを統括する知識との往復運動の中で

(2) 「国際社会の諸課題—地域紛争—」評価問題解答例

a) 個別的知識を問う評価問題

〈解答1〉

設問1 知識c6～c10を網羅する記述であればよい

設問2 知識c39よりカナダ、知識c43よりICBL

設問3 知識c44～c46より、アメリカ・ロシア・中国

設問1は、知識c6～c10を問うたものである。同様に設問2は、知識b5を構成する知識c33～c49から知識c39・c43を抽出して問うたものである。また設問3は、知識b5を構成する知識c33～c49から知識c44～c46を抽出して問うたものである。いずれも個別的・記述的知識であり、理論を構成する要素としての知識の習得がなされているかどうかという視点で作問されたものである。そのため、次に示す知識の構造を問う評価問題と並列あるいは入れ子構造で作問し、子どもたちに問うことが必要となる。さもないければ、知識c1～c54はすべて「覚えなければならない」ものとなり、それを「覚える」理由は存在しないという論理が導出されることになるであろう。それでは、「暗記社会科」となってしまう。

b) 資料解釈を問う評価問題

〈解答2〉

設問4 知識c25「第35条に「いかなる武力紛争においても、余分の苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」と規定されたが、紛争・内戦における対人地雷の使用はできると解釈することができた」を説明できればよい

設問5 知識c31「対人地雷については各国の主張が合意に至らず、「人の接近・接触によって爆発するが、そ

解答を導き出していくことになる。知識の構造を問う問題および概念の習得状況を問う問題では、学習成果としてのこの知識の構造図が、本当に形成されているかどうか、この図に示された知識を保持できているかどうか、それらの知識の構造を認識し、同一の知識群

の中に位置づけて概括したり個別化・具体化したりできるか、といったことを評価することになる。

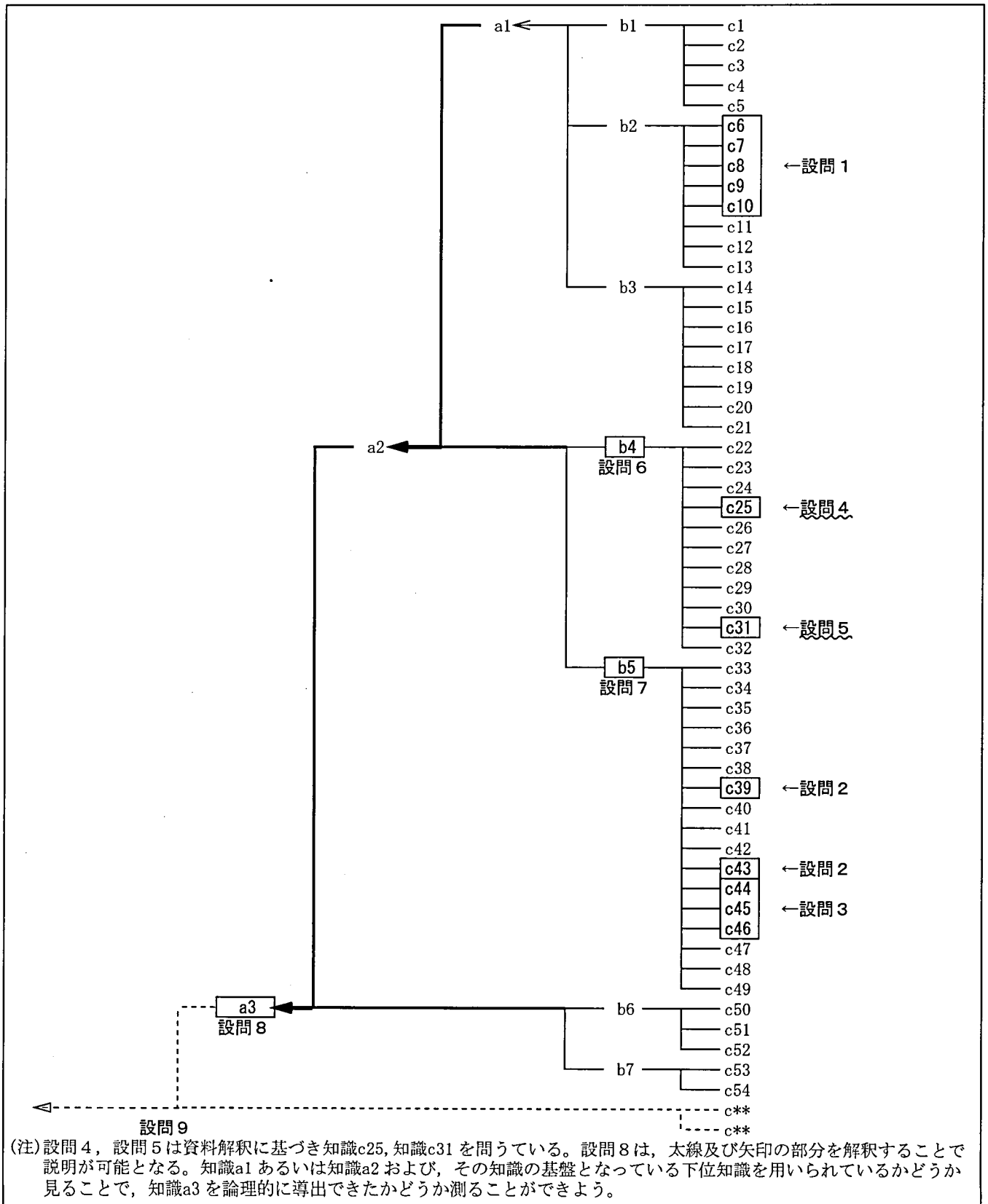


図 2 単元「地域紛争」評価問題で求められている知識 (筆者作成)

e) 概念の活用能力を問う評価問題

〈解答5〉

設問9 資料を二つ選び、その根拠を「人間の安全保障」概念に依拠して明示し説明できればよい

設問9は、習得した概念を活用し、他の事例に応用させることができるかどうかを問う問題である。この設問に関しては、生徒の記述を抽出し、あらかじめ作成しておいた評価基準表に当てはめて分析を行っていく必要がある⁶⁾。

6. 小 括

本論は中学校社会科公民的分野の単元「地域紛争」において対人地雷全面禁止条約締結過程を事例とした授業開発およびその評価問題作成・分析を目指すものであった。その中で「人間の安全保障」概念を帰納的に導出し、その活用を図ることを意図した授業開発を行った。また、評価問題作成については、知識の構造を明示することによりどこをどのように、何のために問うのか多少なりとも明示化できたと考えている。

今後は、実際に生徒に解答させた評価問題の分析が喫緊の課題である。そして、その分析結果をもとに高等学校公民科での学習に連携させるべき目標・内容を抽出し、中・高一貫の視点に立った学習カリキュラムの提示につなげていきたいと考えている。

本文註

1) 樋口雅夫「「人間の安全保障」を視点とした公民科授業開発—単元「国際社会の諸課題」を事例として—」『中等教育研究紀要』第45巻、2006年、pp. 275-280. において、筆者は高等学校公民科政治・経済の授業開発を行った。本論は、その論旨を

中学校社会科公民的分野に適用したものである。

- 2) 「人間の安全保障」概念の理論的・運動論的展開に関しては、筆者は第54回全国社会科教育学会自由研究発表、2005年、において発表を行っている。
- 3) 単元「地域紛争」第3次第2時間目の研究授業は、広島大学附属福山中・高等学校第37回教育研究会、2007年、を中心に筆者が実施したのだが、同研究会では単元名を「国際社会の諸課題—地域紛争問題—」として、研究会の教科テーマ「社会を見つめる目を育てる授業研究」に合致させた。このことにより、諸課題ある中で地域紛争を取り上げたことが明確になったと思われる。なお、本単元は5時間構成であり、2007年9月5日から10月3日にかけて実施した。
- 4) 評価問題の作成にあたっては、樋口雅夫・棚橋健治ほか「社会認識教育における学習評価システムの開発研究(V)—単元「地域統合」の評価問題を事例として—」『学部・附属共同研究紀要』第33号、広島大学学部・附属共同研究機構、2005年、の評価問題作成方法に示唆を得た。
- 5) 本評価問題は、2007年10月3日に前掲3)担当クラスで実施し、全41名より回収したものである。B4用紙2枚で評価問題を印刷・配布した。
- 6) 本設問は、広島大学附属福山中・高等学校が文部科学省研究開発学校の指定を受け2006年度より3年間の計画で取り組んでいる研究主題「中等教育における科学を支える「リテラシー」の育成を核とする教育課程の研究」の一環として作問したものである。また、評価基準についてはすべての教科および総合的な学習の時間、さらに新教科「サイエンス」で共通に用いられることを措定して作成されたものである。